

第6章 避難指示の発令

津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難対象地域の居住者等に対して避難指示を発令する。避難指示の発令基準、伝達方法等は次のとおりとする。

1 実施責任者

津波発生のおそれがあるときの避難指示の発令は市長が行う。市長と連絡がとれない場合は、その職務を副市長が執行する。

2 避難指示の発令基準

気象庁が青森県太平洋沿岸に対して津波警報等を発表した時は、発表と同時に避難対象地域の居住者等に対して避難指示を発令する。

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的に避難指示のみを発令する。なお、津波警報等の種類ごとに避難対象地域は異なる。

＜津波のおそれがある場合の避難情報と発令基準＞

避難情報の種類	発令基準
避難指示	次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。 1 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

※ 遠地地震や火山噴火等による津波発生のおそれがあるときの対応

国外の遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等を発表する前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、積雪や夜間など避難環境が厳しい状況を考慮するとともに、歩行困難者等の早期避難を促すために、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。また、国外での大規模噴火に伴い津波が発生する場合があるが、その際、気象庁は津波警報等及び「遠地地震に関する情報」の枠組みで発表することから、市は上述のとおり対応することとする。

※ 津波の避難情報は「避難指示」

津波は、段階的に災害の切迫度が高まる洪水や土砂災害等と異なり、危険な地域から一刻も早く避難対象地域の外や津波避難ビル等へ立退き避難することが望ましいことから、市は「緊急安全確保」ではなく、「避難指示」を発令する。また、上述のとおり、災害の切迫度が段階的に高まる災害ではないことから、津波に係る避難情報には警戒レベルを付さない。

＜津波警報等の種類ごとの避難対象地域＞

津波警報等の種類	避難対象地域
大津波警報	L 2 津波の浸水想定区域を考慮した地域（別紙6を参照）
津波警報	L 1 津波の浸水想定区域を考慮した地域（別紙5を参照）
津波注意報	漁業・海岸の港湾施設等従事者、海水浴客等を念頭にした海岸地域

3 避難指示の伝達

市民等への避難指示は、次表に掲げる複数の手段を組み合わせることで伝達する。

手 段	内 容
ほっとスルメール	「八戸市安全・安心情報配信サービス」の登録者（外国人住民用「ほっとスルメール」含む。）に対し配信する。
緊急速報メール	NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルが提供する同報配信メールサービスにより、市内の携帯電話・スマートフォン利用者に配信する。
防災行政無線	緊急放送を繰り返し放送する。
テレビ、ラジオ等	Lアラート（災害情報共有システム）により、テレビ・ラジオ等のメディアを通じて情報を伝達する。
インターネット	市ホームページ、及び災害時における情報発信等に関する協定を締結しているヤフー株式会社で掲載する。
SNS	市公式 Twitter 等で発信する。
インターネット FAX	避難行動要支援者（災害時要援護者）登録をしている聴覚障がい者に送信する。